

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 8 年山形県教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

報告 1－1 御覧ください。

「1 実施概要」ですが、この全国学力・学習状況調査は「(1) 調査の目的」にあるように、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的として、「(2) 調査の対象及び内容」にあるとおり、各小学校 6 年生及び各中学校 3 年生の児童・生徒を対象に、実施されたところです。

内容としましては、例年実施されている国語、算数・数学の学力調査で、児童、生徒の学習状況等に関する調査に加えて、今年度については、中学校 3 年生を対象に、英語の学習の調査を実施しています。

本県では、小学校等 220 校、中学校等 95 校で実施しました。次に、本県の学力調査の結果についてご説明しますと、小学校 6 年生の国語の平均正答率は全国の 60.9 パーセントであるのに対し、本件は 58 パーセントでした。同じく、算数の平均成功率が全国 56.4 パーセントであるのに対し、本県は 53 パーセントでした。中学校 3 年生の国語の平均正答率は、全国が 63.9 パーセントであるのに対し、本県は 63 パーセント、同じく数学では、全国が 57 パーセントであるのに対して、54 パーセント、英語については、今回から一人 1 台端末を用いた調査となり、聞くことと、書くこと、読むことの 3 技能について、500 を基準とした数値で示す D スコアが、全国のスコアが 499 である中、本県のスコアは 476 でした。

続きまして、報告 1－2 をご覧ください。初めに学力調査についてですが、小学校は国語と算数、中学校は国語、数学及び英語のすべての教

科で全国平均を下回りました。昨年度と比較して、小学校は国語、算数ともに全国平均との差が広がり、中学校は数学において若干の回復傾向が見られたものの、国語は全国平均との差が広がりました。

教科ごとに申し上げますと、国語については、文章や話の内容を正確に読み取る力や本文の内容から根拠を読み取り質問に答える力に課題があり、算数・数学については、体積や割合、反比例など数学的な概念の理解と確実な定着、図形や数量の関係をもとに求め方や考え方を説明する力などに課題がありました。英語については、文章を読んで、書き手の最も伝えたいことを捉える力、与えられたテーマについて基本的な知識を正しく用いて、自分の考えとその理由、感想等を書くことに課題が見られました。

学習状況調査についても、「各教科の勉強が好き・得意」、「授業の内容が分かる」など、学習に対する興味関心や理解の状況は良好で、また、話し合う活動を通じて自分の考えを深めて広げたりすることができているなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組みの状況は良好です。一方で、前年度までＩＣＴ機器の活用頻度など、ＩＣＴを活用した学習機会の充実や昨年度との比較も含め、小中学校ともに「授業時間以外での学習時間」など、学習習慣の確立に課題があります。

次に、学校質問紙調査よりをご覧ください。習得活用、および探究の学習過程を見通した指導方法の改善への取組状況は良好な一方で、小中学校ともにＩＣＴを効果的に活用した学習機会の設定に課題がみられます。

県教育委員会としましては、すべての教科が全国平均を下回ったことを受け、調査結果を詳細に分析し、課題を明らかにした上で、各市町村教育委員会と一体となって、教員の指導力の向上や学習、定着度に基づく事業改善、家庭学習の充実に取り組んでまいります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第 1 号「令和 9 年度山形県立中学校の入学募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

令和 9 年度、山形県立中学校の入学募集となります。

県立中学校につきまして、平成 28 年度に県内初の併設型中高一貫校である、東桜学館中学校が開校し、現在 11 年目となっております。令和 6 年度に致道館中学校が開校して、3 年目となります。

令和 9 年度の県立中学校入学選抜基本方針は、令和 7 年 8 月に、教育委員会において決定し、公表しているところであり、これに基づき、この度、正式に募集の公告を行うものです。なお、昨年度の入学者の中から、日付等の変更に加え、出願に必要な手続きを変更いたしております。

す。募集内容を説明しますと、表に示しました通り、入学定員は東桜学館中学校及び致道館中学校ともに、1学級33人の3学級で99人としています。入学志願資格については、令和9年3月に小学校、義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学校卒業、または修了見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有することが必要となります。また、県外からの受験など、県教育委員会教育長が特別に志願を許可したものの例を掲載しています。通学区域については、県下一円としています。

出願に必要な手続及び出願受付期間については令和8年11月30日（月）～12月4日（金）12時までとなっています。

なお、令和9年度県立中学校入学者選抜より、山形県公立学校ウェブ出願システムを導入いたします。選抜については小学校等が作成する調査書情報と県教育委員会が実施する適性検査、作文、及び面接等の結果を用いることとします。適正検査、作文及び面接は令和9年1月9日（土）に各中学校で行います。選抜結果通知は1月15日（金）に行われます。

その他、詳細については9月上旬に完成予定の入学者選抜実施要項によるものとします。これについては、各小学校で実施する県立中学校入学者選抜出願手続き説明会で保護者へ周知してまいります。

ご承認いただいた後、9月4日（金）発行の県公報に掲載することとしています。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第2号「令和10年度山形県立中学校入学者選抜基本方針の決定について」、説明願います。

＜高校教育課長＞ 議2－1を御覧ください。東桜学館中学校の入学第13期生、致道館中学校の入学第5期生となる、現在小学校5年生が対象の入学者選抜基本方針です。毎年8月に、その年度の募集公告と次年度の基本方針を決定いくこととしております。

議2－2を御覧ください。令和8年度基本方針からの変更点は、年次等の変更のほか、1（3）にある出願受付期間、3（1）にある適性検査等の実施日、4にある選抜結果通知日の3点について、日付が変更になっております。以上です。

＜教 育 長＞ ただいまの御説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<手塚委員>	第5・第6学年における各教科の評定合計と、適正検査、作文及び面接の得点合計については、同じ比率で行うとありますが、詳細な計算方法を教えてください。
<高校教育課長>	第5学年までの評定が150点となります。この他、適性検査100点、面接15点、作文が35点で合計150点です。「各教科の評定合計」と「適正検査、作文及び面接の得点合計」を同じ比率で行うということです。
<教育長>	ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
<各委員>	異議なし。
<教育長>	御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
<教育長>	次に、議第3号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和9年度使用教科用図書の採択について」、事務局より説明願います。
<特別支援教育課長>	議3-1をご覧ください。議第3号は、山形県立特別支援学校の小学部中等部及び山形県立中学校における令和9年度使用教科用図書の採択案についてお諮りするものです。 まず初めに、県立特別支援学校の教科書について説明いたします。議3-16を御覧ください。ここでは、特別支援学校で使用する教科書の種類や、採択に関する規定などを挙げております。 まず、1は特別支援学校においても、小中学校で使われている検定済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があることを示しております。 2では、教科用図書の特例が示されております。検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができるというもので、これを一般図書と言っております。 特別支援学校学級用の一般図書は、※印のところにありますように、児童生徒の評価にかかる教材としての内容を整備した教育上、適切なものといった要件を満たすことが求められます。このため、県教育委員会が調査研究を行い、作成した令和9年度一般図書一覧から選定することとしております。 3は、一般図書の採択に当たっての留意事項となっております。まず、文部科学省著作教科書や下学年用の教科書が使えないか、十分考慮した上で、児童生徒の障がいの種類程度、能力特性に最もふさわしい内容の教科用図書を選定することとなっています。 続きまして、議3-17の4は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものです。知的障がい特別支援学校では、絵本などの一般図書の選定が主になります。しかしながら、文部科学省著作教科書を選定する学校も増えております。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱

の児童生徒を対象とする特別支援学校の小中学部では、小中学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加えて、知的障がいを合わせもつ重複障がいの児童生徒の場合は、先ほど、説明させていただきました。一般図書の選定が中心となっております。

5は、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。主な選定理由は、小学生の場合は、実際に子供たちが塗ったり、描いたり、切ったりすることができて、感覚を活用して学べるといった理由が挙げられております。中学部の場合は、イラストや図などの視覚情報が豊富であり、生徒の興味、関心を引きやすいということなどが理由として挙げられております。

議3-2を御覧ください。今説明させていただきましたことをもとに作成した採択案を説明させていただきます。

1(1)小学校の文部科学省検定済教科書の採択案になります。表の右側に選定した学校数を記載しております。議3-3の表の欄外の※印に選定した学校名を記載しておりますが、山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校、鶴岡養護学校おひさま分教室、ゆきわり養護学校、山形養護学校の6校が選定しています。

2の文部科学省著作教科書については、(1)特別支援学校視覚障がい者用教科書点字版では、検定済教科書を点字訳した教科書で山形盲学校が選定しております。聴覚障がい者用教科書につきましては、山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校(聴覚)が選定しております。山形盲学校が選定しているのは、視覚障がい児のほかに、聴覚障がいを合わせもつ児童がいるためです。(3)知的障がい者用教科書については、小学校部用は1つ星から3つ星まであり、内容が3段階になっています。段階に応じて12校が選定しております。

次に議3-4を御覧ください。一般図書については、知的障がい、聴覚障がいの児童用の教科書として各校が選定したものです。今年度は、知的障がいの特別支援学校を中心に鶴岡養護学校おひさま分教室以外の全校で、発行者42者図書163種を選定しています。

次に議3-7を御覧ください。(2)は点字教科書、拡大教科書で山形盲学校が選定しています。

議3-8からは中学部の採択案になります。1番目が文部科学省検定済教科書で6校が選定しています。議3-9では文部科学省著作教科書について示しています。(3)知的障がい者用教科書中学部の場合は、4つ星と5つ星の2段階になります。これらは村山特別支援学校や楯岡特別支援学校など10校が選定しております。なお、中学部の生徒では、生徒の障がいの状態に応じて、使用が適切である場合には小学生用の図書を選定することとなっています。

議3-10からは特別支援学校が選定した一般図書を掲載しております。11校で発行者39者108種を選定しております。

次に、議3-12を御覧ください。中学生についても点字教科書を山形盲学校が選定しております。

＜高校教育課長＞

続きまして、県立中学校について説明します。

県立東桜学館中学校と県立致道館中学校は、併設型中高一貫校の中学校であり、その教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項で、学校ごとに採択を行うこととなっています。

県立東桜学館中学校と県立致道館中学校では、校内に教科書選定委員会を設置し、各校の教科書、選定方針に基に使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど、作業を進めてまいりました。

議3-13を御覧ください。教科用図書選定の観点に記載していますが、東桜学館中学校の基本理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるための協同的な学習等を推進できることを選定方針とし、教科用図書選定を行いました。

次に、議3-14を御覧ください。致道館中学校で使用する教科書致道館中学校の基本理念である「自主自立」、「新しい価値の創造」、「社会的使命の遂行」をもとに、生徒の自主性や創造性を育む、個別最適な学びの充実を図るに適することを選定方針とし、教科用図書選定を行いました。

＜多様な学び推進室長＞

続きまして、県立すばる中学校で使用する教科書について説明します。議3-15を御覧ください。

教科用図書選定の観点に、多様な生徒の学びを支えるため、基礎的基本的な内容が系統的に整理され、学び直しを必要とする生徒にも理解しやすいこと、さらに、日常生活や社会とのつながりを意識しながら、主体的に学習を進めることができる内容であることを選定方針として、教科用図書選定を行いました。

また、教科ごとの具体的な選定理由や今回採択された教科書は、あらかじめご覧いただいた通りとなっております。

以上のように、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査しました。その結果が採択案となっています。

＜教 育 長＞

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞

異議なし。

＜教 育 長＞

御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞

次に、議第4号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等

部における令和9年度使用教科用図書の採択について」、説明願います。

<高校教育課長>

議4-3を御覧ください。これが令和9年度使用高等学校教科用図書の採択案となります。議4-3～議4-12が教科書目録第1部、平成30年告示学習指導要領に基づいて編集された教科書の山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部における令和9年度使用教科書の採択案となります。こちらの資料には、教科科目別に発行される教科書ごとの選定学校数をまとめております。

県立高等学校は、普通科・専門学科・総合学科の各学科、全日制・定時制・通信制の各課程があり、その実態は極めて多様なものとなっています。そこで県教育委員会では、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、各学校に教科書選定委員会を設置し、十分な調査研究を行い、公正かつ適正な設計を行うよう指導してきました。点検の結果、各学校とも適切に選定していると判断しましたので、提案内容にある教科書を採択していただきたいと考えております。

次に、議4-16を御覧ください。こちらは教科書の選定状況をまとめた資料となります。文部科学省検定済・著作教科書第1部、第2部合わせて、832点の教科書のうち、山形県内では591点が選定されており、その割合は71.0パーセントです。

議4-18、議4-19は、第1号平成30年告示学習指導要領に基づく教科書の選定状況となります。

次に、議4-19から議4-21を御覧ください。こちらには主な学科における教科書選定の3点を例として記載しています。議4-19が普通科で、議4-20が専門学科、議4-21が総合学科のものです。

また、議4-22、議4-23には、県立学校における各科目の選定率が比較的高い教科書の選定理由を記載しています。教科書の内容、構成が当該学校の生徒にとって、わかりやすく、生徒が興味・関心を感じ、かつ、生徒の学力向上に資する内容であることを、選定の理由に挙げる場合が多くなっております。

次の議4-25、議4-26は教科書が使用されるまでの流れとなります。本日は8月の令和9年度の使用教科書の採択に該当しております。

<特別支援教育課長>

次に、県立特別支援学校の高等部について御説明します。

議4-24を御覧ください。1については各校の教科用図書検定結果の特徴をまとめたものです。上の段「視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の生徒を対象とする特別支援学校」の高等部では、高等学校と同様の文部科学省検定済教科書を選定し、これらの障がいに加えて、知的障がいを合わせ有する重複障がいの場合は、一般図書の選定が中心となっています。また、下の段の「知的障がいの特別支援学校」高等部では、一般図書の選定が主ですが、いわゆる「星印本」を選定する学校もございます。

2は選定校が多い一般図書を挙げております。高等部の場合は、卒業後の自主生活に役立つように、具体的な場面が想定されていること、生

活に即した内容が扱われていること、具体的な事例があることなどを重視して選定しています。

例えば、「改訂新版くらしに役立つ国語」では生活に生かせる内容が生徒に分かりやすい言葉でバランスよく網羅されており、将来の社会生活につなげやすいということが選定理由となっています。このような理由から、国語の教科書として 10 校が選定しています。他にも「改訂新版暮らしに役立つ数学」、「改訂新版暮らしに役立つ保健体育」に関しても、選定した学校が多くなっています。

次に議 4－13 を御覧ください。特別支援学校高等部の採択案になっています。文部科学省検定済教科書については、高等学校に準ずる教育科のある 4 校が高等学校と同じ教科用図書を選定しています。文部科学省著作教科書については、知的障がい者用教科書、中学部知的障がい者用を挙げております。高等部ではありますが、生徒の障がいの状態に応じて、使用が適切である場合には、他学年のものも選定しているということです。

次に、議 4－14 を御覧ください。こちらは一般図書になります。

小中学部と同じですが、こちらは特別支援学校が選定したものを掲載しています。これらは知的障がい、聴覚障がいの生徒用教科書として各校が選定したものです。計 13 校で発行者 23 者、図書 49 種が選定されています。

議 4－15（2）①は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校で選定しています。②は中学校用検定済教科書で、鶴岡養護学校及びゆきわり養護学校が選定しています。

各校とも、在籍する生徒の障がいや学びの状況に応じて、一人ひとりが十分に活用し、学習できることを適切に選定しています。以上、各特別支援学校が設定したものを審査し、採択案としました。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 4 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第 5 号及び議第 6 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 5 号及び議第 6 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

＜教 育 長＞

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。